

平成28年度 施策評価シート

基本目標	地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる	
政策	210	多様な都市機能が調和したまちをつくる
施策	211	職・住・遊が調和する計画的な土地利用を進める
施策の目標	地域の特性に応じたまちづくりのルールが確立し、職・住・遊の調和する土地利用が進み、誰もが快適に暮らしています。	

1 基本計画における成果指標

指標名	単位	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地区計画の策定面積	ha	90.0	70.5	79.2	79.2	85.3	85.9
まちづくり認定団体の数	団体	6	3	3	3	3	3

2 1の「成果指標」以外に施策の進捗状況を示す指標

指標名	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

3 目標と現状(実績)についての分析

<p>指標の推移・施策の課題や問題点について記述</p> <p>・まちづくり登録団体は平成26年度に1団体増加し合計10団体となったが、認定団体は依然として3団体のまま増加していない。</p> <p>区民のまちづくりに対する関心を高めるとともに、区民のまちづくり活動への支援が必要である。</p> <p>・無秩序な開発を防止し、良好な市街地を形成するため、事業者に対して開発指導要綱の趣旨の理解を求め、必要な施設整備及び適切な管理を指導・誘導する必要がある。</p>

4 今後の施策の運営方針

<p>施策の戦略的方向性（選択肢に を付ける）</p> <p>(1) 優先的に資源投入を図る。</p> <p>(2) 現状維持とする。</p> <p>(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。</p> <p>(4) 資源投入の縮小を図る。</p>
<p>【上記の判断理由】</p> <p>・区民の自発的なまちづくり活動への支援を引き続き行い、まちづくりへの関心を高める。</p> <p>・大規模建築物の建設に伴う近隣への影響の軽減や、宅地の細分化を防ぎ、秩序ある市街地の形成を図るため、必要不可欠な制度である。</p>
<p>【今後の具体的な方針】</p> <p>・区民のまちづくりへの理解を深めていく中で、活動を推進していく。</p> <p>・まちづくり団体が、まちづくり計画や協定等を活用し、地域のまちづくりの課題に対応していくための支援を行う。</p> <p>・民間開発計画に対して周辺環境への配慮を求めるとともに適正な指導・誘導を行う。</p>

平成28年度 事務事業評価シート

整理番号 1

作成年月日: 平成28年6月6日

事務事業名	まちづくり活動支援事業		所管課・係	都市計画課 まちづくり支援担当
施策	211	職・住・遊が調和する計画的な土地利用を進める	連絡先	03-5608-6266
予算書名称	まちづくり活動支援事業		執行実績報告書ページ	163

1 事業の概要

平成14年度の都市計画法改正により、土地の所有者あるいは民間事業者等が一定の要件を満たした場合には都市計画の提案ができるようになったことから、平成16年に「墨田区まちづくり条例」を施行し、区民等との協働によるまちづくりを進めるとともに、まちづくり活動に対する支援を行っている。	事業開始年度	平成16年度
	終了予定年度	未定

2 事業の対象・手段・目的(具体的に、限定的に記入してください)

【対象】 誰(何)を対象としているのか						
自発的なまちづくりを進める区民等	に対して					
【手段】 どのような方法で行ったのか(具体的な事業内容)						
「墨田区まちづくり条例」に基づく専門家の派遣やまちづくり活動に対する助成金の交付による支援	を実施したことで					
【目的】 この事業によって対象をどのような状態にするのか						
区民自らが積極的に地域のまちづくりを進め、地域の特性に応じたまちづくりのルールが確立し、その地域の中で誰もが快適に生活している	状態にする。					
目的を達成するための指標						
種類	指標名(指標の説明)	単位	年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動指標 (手段に対する指標)	まちづくり認定団体	団体	目標値	3	3	3
			実績値	3	3	3
成果指標 (目的に対する指標)	専門家派遣の回数	回	目標値	8	8	16
			実績値	0	8	8
目的の達成に対する事業の結果(指標分析と事業実績の要因分析)						
<p>まちづくり認定団体の数は増加していないが、その前段である登録団体の数は増加している。 登録団体から認定団体へステップアップするための意識の醸成やノウハウの向上について、今後も継続的に支援する必要がある。</p>						

3 予算・決算状況(金額の単位は全て千円) *歳出は切上げ、歳入は切下げ

科目	款	土木費	項	都市計画費	目	都市計画費	
27年度 歳出予算額	952	27年度 歳出決算額	192	27年度 執行率	20.2%	28年度 歳出 予算額	1,548
27財源内訳 (決算額)	国庫支出金 無	都支出金 無	その他 無	一般財源 有			
使用料等の収入の有無	無	使用料等名称				収入額	
補助金名称 *複数ある場合は代表的なもの	墨田区まちづくり推進団体助成						
27年度 実績額	0	28年度 予算額	1,000	対象	地区まちづくり認定団体、国または東京都が主体となる都市計画事業を予定している地区の住民組織等		
開始 年度	平成16年度	根拠法令	墨田区まちづくり推進団体助成要綱				
算定基準	対象期間は3年以内 (ただし3年間の延長を2回認める)			補助率	助成対象経費の1/2(ただし1団体50万円を限度とする)		

平成28年度 事務事業評価シート

4 視点別の評価(担当者評価)

(1)事業の必要性	評価結果	どちらかといえば必要	前年度評価	どちらかといえば必要
<p>・区民の自発的な活動を推進し、地域の特性を生かしたまちづくりを進める必要がある。 ・まちづくり登録団体の団体数は増加していることから、今後は、認定団体へステップアップするための意識の醸成やノウハウの向上について支援していく必要がある。</p>				
(2)事業の有効性	評価結果	どちらかといえば有効	前年度評価	どちらかといえば有効
<p>・専門家派遣により地域の課題を多角的に捉え、その解決に向けた取り組みにつなげていくことができるなど、一定の効果が期待できる。</p>				
(3)事業の効率性	評価結果	どちらかといえば効率的	前年度評価	どちらかといえば効率的
<p>・地域の方々による自発的なまちづくりの取り組みを積み上げていく必要があるため、長期的に支援を継続する。</p>				
(4)現状と課題	登録団体から認定団体へステップアップするための意識の醸成やノウハウの向上が必要である。			

5 総合評価(課長評価)

評価結果	現状維持	判定理由	地域住民による自発的なまちづくりの取り組みを継続していくため、引き続き支援を行う。
今後の方向性 (見直しの視点)	地域のまちづくりの継続支援のため、各団体の取組み状況等の情報交換の場の設定や仕組みを作る必要がある。		

平成27年度区 議会の質問状 況	時期	無
	要旨	無

事務事業名	開発事業の指導事務(民間建築物の指導事務)		所管課・係	都市計画課 都市計画・開発調整担当
施策	211	職・住・遊が調和する計画的な土地利用を進める	連絡先	03-5608-6266
予算書名称	開発事業の指導事務		執行実績報告書ページ	160

1 事業の概要

昭和53年度「墨田区開発指導要綱」を制定。昭和62年度「墨田区ワンルームマンションの建築及び管理に関する指導要綱」を制定。平成7年度「墨田区良好な建築物と市街地の形成に係る指導要綱」を制定し二つの要綱を一本化。その後、社会情勢の変化に伴い、子育て支援や防災、環境の観点から良質な集合住宅認定への誘導、備蓄倉庫の設置、壁面後退、バイク置き場の設置等の改正を適時行う。平成20年7月に「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」(以下、「集合住宅条例」という。)を制定・施行したことにより、集合住宅条例適用以外を対象とした。平成24年7月の改正により小規模集合住宅等建設事業(戸数5戸以上)が対象事業でなくなった。	事業開始年度	昭和53年
	終了予定年度	未定

2 事業の対象・手段・目的(具体的に、限定的に記入してください)

【対象】 誰(何)を対象としているのか 集合住宅条例の対象以外で、延べ面積が1000㎡以上の建築物と区域面積300㎡以上の宅地開発を実施しようとする事業者及び建築主	に対して
---	------

【手段】 どのような方法で行ったのか(具体的な事業内容) 良好な居住環境及び都市環境の形成のために、事業者には要綱の主旨を伝え理解を求め、指導・誘導することにより、必要な施設整備及び適切な管理	を実施したことで
---	----------

【目的】 この事業によって対象をどのような状態にするのか 区民が快適な生活を確保しつつ、安全・安心に住むことができ、もって人と地域と環境にやさしい活力ある豊かなまちづくりを実現する	状態にする。
---	--------

目的を達成するための指標

種類	指標名(指標の説明)	単位	年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動指標 (手段に対する指標)	指導要綱の協議対象となる物件数	件(棟)	目標値	10	15	20
			実績値	14	27	22
成果指標 (目的に対する指標)	対象物件のうち、協議により適合した物件数	件(棟)	目標値	/		20
			実績値	14	27	19

目的の達成に対する事業の結果(指標分析と事業実績の要因分析)

無秩序な開発を防止し良好な市街地を形成するため、道路や緑地、地域の居住環境の保全への配慮等、一定程度の規制・整備について協議という形で事業主に求め、協力を得ている。

3 予算・決算状況(金額の単位は全て千円) *歳出は切上げ、歳入は切下げ

科目	款	土木費	項	都市計画費	目	都市計画費	
27年度歳出予算額	744	27年度歳出決算額	695	27年度執行率	93.4%	28年度歳出予算額	2,450
27財源内訳(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源			
	無	無	有	無			
使用料等の収入の有無	無	使用料等名称				収入額	
補助金名称 *複数ある場合は代表的なもの							
27年度実績額		28年度予算額		対象			
開始年度		根拠法令					
算定基準				補助率			

平成28年度 事務事業評価シート

4 視点別の評価(担当者評価)

(1)事業の必要性	評価結果	高い	前年度評価	高い
<ul style="list-style-type: none"> 区内では年間20～30件の協議対象となる大規模建築及び宅地分譲の開発が施行されている。 無秩序な開発を防止し良好な市街地を形成するため、事業主に理解を求めている。 事業を中止した場合、無秩序な開発が増加し、周辺環境が悪くなる恐れがある。 				
(2)事業の有効性	評価結果	どちらかといえば有効	前年度評価	どちらかといえば有効
<ul style="list-style-type: none"> 区内では引き続き一定数の対象規模の開発案件の施行が継続している。 緑地や防火水槽など地域の居住環境にプラス要因となる施設整備を指導している。 				
(3)事業の効率性	評価結果	どちらかといえば効率的	前年度評価	どちらかといえば効率的
<ul style="list-style-type: none"> 集合住宅条例と開発指導要綱、各々きめ細やかに指導する必要がある。 指導事務を効率的に実施し、協議案件適切に処理している。 				
(4)現状と課題	建築基準法に基づく位置指定道路の設置申請前に開発指導要綱に基づく協議開始の規定がないため、宅地開発への十分な指導が出来ない場合がある。また、罰則等がないため指導に従わなかったり、渋る開発案件が散見される。			

5 総合評価(課長評価)

評価結果	現状維持	判定理由	大規模建築物の建設に伴う近隣への影響の軽減や宅地の細分化を防ぎ、秩序ある市街地の形成を図るため必要不可欠な制度である。
今後の方向性 (見直しの視点)	要綱であるため遵守しない事業者もいることから、指導・誘導の強化のため条例化も検討していく必要がある。		
平成27年度区 議会の質問状 況	時期	無	
	要旨	無	

作成年月日：平成28年5月25日

事務事業名	建築関係紛争処理事務		所管課・係	建築指導課 調査・監察担当
施策	211	職・住・遊が調和する計画的な土地利用を進める	連絡先	03-5608-1242
予算書名称	建築関係紛争処理事務		執行実績報告書ページ	P.160

1 事業の概要

良好な近隣関係の保持並びに地域における健全な生活環境の維持向上のため、昭和54年に「墨田区中高層建築物に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定し、中高層建築物の予防及び調整を行っている。	事業開始年度	昭和54年
	終了予定年度	未定

2 事業の対象・手段・目的(具体的に、限定的に記入してください)

【対象】 誰(何)を対象としているのか						
中高層建築計画地の近隣住民及び当該計画事業者	に対して					
【手段】 どのような方法で行ったのか(具体的な事業内容)						
建築紛争予防条例等に基づく事業者の誘導・指導	を実施したことで					
【目的】 この事業によって対象をどのような状態にするのか						
建築に対する紛争や周辺環境への影響が少ない中高層建築物が建築できている	状態にする。					
目的を達成するための指標						
種類	指標名(指標の説明)	単位	年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動指標 (手段に対する指標)	標識設置件数	件	目標値			
			実績値	175	161	169
成果指標 (目的に対する指標)	紛争相談数	件	目標値			
			実績値	110	156	203
目的の達成に対する事業の結果(指標分析と事業実績の要因分析)						
建築紛争予防条例は広く周知され、無届着工はほぼ無くなっている。 平成27年度の標識設置件数は前年に比べ多少上昇し、建築紛争も内容は複雑化・多様化し増加傾向である。						

3 予算・決算状況(金額の単位は全て千円) *歳出は切上げ、歳入は切下げ

科目	款	土木費	項	都市計画費	目	都市計画費
27年度 歳出予算額	705	27年度 歳出決算額	498	27年度 執行率	70.6%	28年度 歳出 予算額
27財源内訳 (決算額)	国庫支出金 無	都支出金 無	その他 無	一般財源 無		
使用料等の収入の有無	無	使用料等名称				収入額
補助金名称 *複数ある場合は代表的なもの						
27年度 実績額		28年度 予算額		対象		
開始 年度		根拠法令				
算定基準				補助率		

平成28年度 事務事業評価シート

4 視点別の評価(担当者評価)

(1)事業の必要性	評価結果	高い	前年度評価	高い
中高層建築物の建築計画に関し、近隣関係住民から紛争の申出が常時発生しているそのために中高層建築物の建築に伴う紛争の迅速かつ適正な解決が必要。				
(2)事業の有効性	評価結果	どちらかといえば有効	前年度評価	どちらかといえば有効
これまで建築に係る技術的、法律的知識に乏しかった近隣住民に、建築主や事業者との解決に向けた交渉の端緒を掴んでもらい、もって建築紛争の予防と解決に資することにつき、有効である。				
(3)事業の効率性	評価結果	どちらかといえば効率的	前年度評価	どちらかといえば効率的
相談者は電話や窓口等で紛争の申出がほとんどなる。効率性を求めることは現在は見当たらない。				
(4)現状と課題	建築紛争は、基本的に民間と民間との間で解決することであり、行政はあくまでも中立の立場であって介入する権限はない。区民は区が事業者を指導して問題解決することを期待するが、区の指導範囲は限られており行政指導の範疇で行っている。			

5 総合評価(課長評価)

評価結果	現状維持	判定理由	高層建築物を建築する事業者と近隣住民との紛争は絶えず行われている。建築紛争が激しい場合には、行政附属機関による「調停」が行われるので、紛争調停委員会は必要不可欠である。
今後の方向性 (見直しの視点)	現状のまま継続する。		
平成27年度区議会の質問状況	時期	28年一定	
	要旨	紛争予防条例の一部改正があり、建築物の高さと事前周知期間の一部改正を議会で報告。承認される。	

事務事業名	建築関係紛争相談員事業		所管課・係	建築指導課 調査・監察担当
施策	211	職・住・遊が調和する計画的な土地利用を進める	連絡先	03-5608-1242
予算書名称	建築関係紛争処理事務		執行実績報告書ページ	P.160

1 事業の概要

平成15年4月の「中高層建築物に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の一部改正(特定中高層建築物に関する手続等の変更)施行と併せ、中高層建築物の計画・工事に関して専門相談員による建築紛争相談を開始した。	事業開始年度	15年
	終了予定年度	未定

2 事業の対象・手段・目的(具体的に、限定的に記入してください)

【対象】 誰(何)を対象としているのか								
中高層建築物の計画・工事等に関して、建築等の専門相談を受けたい近隣住民					に対して			
【手段】 どのような方法で行ったのか(具体的な事業内容)								
建築専門家(一般社団法人・東京建築士会所属一級建築士)への相談					を実施したことで			
【目的】 この事業によって対象をどのような状態にするのか								
相談事が解決するか、解決するための手段が見つかる					状態にする。			
目的を達成するための指標								
種類	指標名(指標の説明)			単位	年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動指標 (手段に対する指標)	建築紛争相談員相談実績件数			件	目標値			
					実績値	7	9	5
成果指標 (目的に対する指標)	なし			件	目標値			
					実績値			
目的の達成に対する事業の結果(指標分析と事業実績の要因分析)								
建築紛争は中高層建築物を建築する事業者等と近接地に居住する住民との間で発生するが、比較的経験が豊富な事業者に対し、住民は建築に係る技術的・法律的知識が乏しいことが多い。そのため、知識と経験が豊富で利害関係のない建築士を相談員として派遣し、相談を通じて住民に対し適切なアドバイスを提供することによって、建築紛争の予防または解決につなげることができる。都心回帰と限られた土地を有効活用しようとする風潮により、今後も中高層建築物に該当するような共同住宅、事務所ビル等が建築され、これに伴って建築紛争の発生も予想されるため、当該事業の継続が求められる。								

3 予算・決算状況(金額の単位は全て千円) *歳出は切上げ、歳入は切下げ

科目	款	土木費	項	都市計画費	目	都市計画費	
27年度 歳出予算額	454	27年度 歳出決算額	216	27年度 執行率	47.6%	28年度 歳出 予算額	368
27財源内訳 (決算額)	国庫支出金 無	都支出金 無	その他 無	一般財源 無			
使用料等の収入の有無	無	使用料等名称				収入額	
補助金名称 *複数ある場合は代表的なもの							
27年度 実績額		28年度 予算額		対象			
開始 年度		根拠法令					
算定基準				補助率			

平成28年度 事務事業評価シート

4 視点別の評価(担当者評価)

(1)事業の必要性	評価結果	高い	前年度評価	高い
<p>近隣関係住民から区職員では対応できない技術的な相談や金銭が絡む相談など事業者との話し合いのために建築士からの専門的助言が特に有効である。</p>				
(2)事業の有効性	評価結果	どちらかといえば有効	前年度評価	どちらかといえば有効
<p>区民は事業者と対等に話し合いするにあたり専門的な内容が理解できない場合にはその助言としての制度であり、最終的には当事者同士で解決するための一助である。</p>				
(3)事業の効率性	評価結果	どちらかといえば効率的	前年度評価	どちらかといえば効率的
<p>区民からの相談内容は個々に違うため、効率性を求めるには困難である。</p>				
(4)現状と課題	<p>紛争相談は、なるべく早い段階で紛争相談員から専門知識を得ることが望ましい。区が区民から苦情・相談を受けた際に、職員だけで対応するか、相談員案件とするかの見極めを早期に判断する必要がある。</p>			

5 総合評価(課長評価)

評価結果	現状維持	判定理由	建築紛争や建築関係の知識に乏しい近隣住民が、建築知識や建築紛争の経験豊富な相談員に話を聞いてもらい、紛争内容や要望を整理し、また建築主との交渉の仕方も相談できるため、建築紛争に役立つ事業であり、継続が必要である。
今後の方向性 (見直しの視点)	判定理由のとおり必要な事業であり、現状のまま継続する。		

平成27年度区議会の質問状況	時期	
	要旨	質問なし